

## 育児介護休業制度について申し入れ！

4月26日本部は、団体交渉において提案を受けていた「改正育児介護休業法施行に伴う制度改正について」説明と要求を求めて申し入れを行いました。

この提案は、平成22年6月30日の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、制度の新設及び改正等を行うとして提案されたものです。

大きな骨子は育児関係と介護関係に分かれ、育児関係では所定の労働時間を6時間（拘束時間は7時間）に短縮する「短時間勤務」が新設されます。しかし、この「短時間勤務」を適用することができる勤務種別が日勤に限られるため、乗務割交番により業務に従事する乗務員や駅、車両所において作業ダイヤにより業務に従事する社員は担務変更や配置転換という問題が発生することになります。そのため、JR東日本では日勤の行路が作成された他、短縮された時間を1日の休暇として月に4日間付与する「短日数勤務」を導入されました。

介護関係では、要介護状態にある対象家族が1人の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度とする無給の休暇が新設されます。

### 要求項目

1. 短時間勤務の所定労働時間を4時間から6時間までとし、希望により選択ができるようにすること。
2. 短時間勤務における休憩時間を30分から60分の間で選択できるようにすること。
3. 担務変更または配置転換された場合において短時間勤務解除後は本人の希望により元職に復帰させること。
4. 業務上の必要性がある場合は臨時に育児短縮休暇時間の位置を変更したり、臨時に勤務を命じることがあるとしているが、法改正の趣旨に反することから変更は行なわないこと。
5. 育児・介護休暇に育児・介護休日を月4日付与する短日数勤務を導入すること。